鳥取県立中央病院出前医療講座実施要領

１　目的

当院の職員が地域に出向き、地域住民に求められたテーマについて講演を行い、質疑応答や意見交換を行うことで、地域住民の健康意識、病気や治療に関する理解の向上を目指すとともに、当院の取組、医療職及び医療現場への理解を深めていただくことを目的とする。

２　申込み及び日程調整

（１）出前医療講座を希望する団体は、別添出前医療講座申込書を開催希望日の２か月前までにＦＡＸで提出する。

（２）前項の出前医療講座申込書に基づき、テーマ、開催日時等を調整し通知する。

（３）開催時間は質疑応答を含め１時間以内とする。

３　対象とする集会等

自治会、婦人会、老人会、学校等の団体が主催する集会とし、次に掲げるものは対象としない。

①営利を目的として開催するもの

②宗教を目的として開催するもの

③政治を目的として開催するもの

④反社会的目的その他出前医療講座の趣旨に反するものと病院が判断したもの

４　会場

申込者が指定する会場とする。

５　費用負担

申込者は講師謝金及び講師派遣に係る旅費交通費を負担しない。

なお、会場及び必要な備品の準備、配付資料の印刷及び受付・司会進行は申込者の責任において行うものとする。

６　庶務

出前医療講座の庶務は、広報委員会医療講座部会において処理する。

７　雑則

この要領に定めるもののほか、出前医療講座の運営に関し必要な事項は広報委員会委員長が定める。

附　則

この要領は令和８年９月２９日から施行する。